

○学校法人久留米大学物品購入等契約に係る取引停止等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、学校法人久留米大学物品等調達規程（以下「調達規程」という。）第6条の規定に基づき、物品の購入及び製造、役務、その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この要領において「取引停止」とは、指名競争入札又は見積合わせを伴う物品購買契約における競争参加の停止、並びに指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

2 この要領において「主管部課」とは財務部とする。

(取引停止の措置及び期間)

第3条 主管部課は、指名競争参加を認めた者、取引が存在する法人、団体及びその他の者（以下「業者」という。）が、調達規程第6条の各号の一に該当する場合は、別表各号に定める措置要件に基づき、その違反内容、程度及び情状に応じて期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止に関する事務処理を行うものとする。

2 主管部課は前項の措置を講じる必要があると認める事案が発生した場合、速やかに事実関係の概要、公表の範囲、その他必要事項を理事長へ報告し、稟議するものとする。

3 理事長は、第3条及び第4条の措置について報告を受けた後、措置の内容をはじめとする取引停止等の処分を決定する。

(取引停止期間の特例措置)

第4条 業者が次の各号に該当したときは、前条の規定による取引停止期間の短縮又は延長を行うものとする。この場合、主管部課は第3条第2項及び第3項に準じ、可及的速やかに理事長へ報告し、理事長は特例措置を決定するものとする。

(1) 業者に情状酌量すべき特別の事由がある場合、取引停止の当該期間の2分の1まで短縮することができるものとする。

(2) 業者に極めて悪質な事由がある場合、事由に応じ当該期間の2倍まで延長することができるものとする。

(3) 業者に重過失に相当する事由が2以上ある場合は、取引停止の期間のうち最も長い期間を適用する。

(4) 取引停止期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったときは、当該業者への取引停止処分を解除することができる。

(5) 取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事由があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 主管部課は、取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止の公表等)

第6条 主管部課は、第3条及び第4条の規定により取引停止の期間を決定、変更又は解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 主管部課は、前項の措置を講じた場合、原則として久留米大学ホームページにその旨公表するとともに、関係事務部局等に対し当該内容を通知するものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第7条 主管部課は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭による警告又は注意喚起を行うことができるものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、取引停止その他必要事項が生じた場合は、理事長が決定する。

(改廃)

第9条 この要領の改廃は主管部署が起案し、理事長が決定する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表 措置要件（第3条関係）

措 置 要 件	取引停止期間
(1) 調査にあたり虚偽の申告をしたと認められるもの	3～9か月
(2) 入札又は見積りにあたり談合を行ったと認められるもの	12～24か月
(3) 契約の履行に際し、工事、製造を粗雑にし、又は物品の品質数量に関し不正の行為があったと認められるもの	12～36か月
(4-1) 本学以外の他の取引にて不正又は不誠実な行為をし、社会的見地から契約の相手方として不適當であると認められるとき	6～12か月
(4-2) 本学との契約、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき	12～24か月
(4-3) 本学関係者と共謀し、「預け金」「架空請求」等不正行為に加担したと認められるとき	12～36か月
(4-4) 業者が暴力団等反社会的勢力に属する、又は便宜供与を行ったと判明した場合	12～36か月
(4-5) 代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたときで、契約の相手方として不適當であると認められるとき	12～36か月